

河合町告示第22号

河合農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定に基づき公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議あるときは、令和元年10月23日の翌日から起算して15日以内に町にこれを申し出ることができる。

令和元年9月24日

河合町長 清原 和人

1. 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和元年 9月24日(火)

至 令和元年10月23日(水)

2. 農用地利用計画の変更案の異議申出期間

自 令和元年10月24日(木)

至 令和元年11月 7日(木)

3. 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

河合町役場 まちづくり推進部 地域活性課

河合町池部1丁目1番1号